**津山市帰ってきんちゃい若人応援基金　寄付金実績報告書**

平成30年6月

# 寄付金受入状況

事業者の皆様からお寄せいただいた年度別の寄付金額です。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 金額 |
| 28年度 | 4,887,000円 |
| 29年度 | 4,117,000円 |

# ご寄付をくださった事業所様一覧（別紙のとおり）

匿名のお申し出があった事業所様のお名前は掲載しておりません。

# 学生登録の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 卒業(予定）年月 | 平成30年5月末現在登録者数 | 左欄のうち就業届受理数 |
| 平成29年3月 | 67人 | 52人 |
| 平成30年3月 | 83人 | 35人 |
| 平成31年3月 | 45人 | － |
| 平成32年3月 | 32人 | － |
| 平成33年3月 | 36人 | － |
| 平成34年3月 | 25人 | － |
| その他※ | 15人 | － |
| 合計 | 303人 | 87人 |

平成34年4月以降の卒業予定者は、補助対象になりません。

※「その他」には、高校卒業後進路不明者や就業届未提出者を含みます。

■補助金交付要件

⑴　大学等を卒業した翌月から通算して３年以上本市に定住し，かつ，津山圏域の事業所において通算３年以上常用雇用者として就業していること。

⑵　大学等を卒業した年の翌年の４月３０日までに常用雇用者として就業していること。

⑶　日本学生支援機構奨学金、津山市奨学金、磯野計記念奨学金の返還金の月額の３６か月相当分の支払を完了していること。

⑷　補助金の交付を申請する前年の収入が，１３０万円を超えていること。

⑸　補助金の交付を申請する日における年齢が，満３０歳未満であること。

⑹　市税等の滞納がないこと。

⑺　公務員でないこと。

⑻　津山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

# 寄付金の使途について

　皆様からの寄付金は、津山市帰ってきんちゃい若人応援基金に積み立て、津山市への若者定住を促進することを目的として、奨学金の返還金の一部を補助するための原資とするものです。平成32年度（2020年）から37年度（2025年）にかけて基金を取り崩し補助金に充てます。

【お問合せ、連絡先】津山市教育委員会生涯学習課

〒708-8501津山市山北520　電話0868-32-2009　FAX0868-32-2120

電話0868-32-2009　ファクシミリ0868-32-2147

メールgakushuu@city.tsuyama.lg.jp